北名古屋市監査公表第２３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第１２項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

平成３０年１１月１６日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一

北名古屋市監査委員　桂　川　将　典

３０北学第６７８号
平成３０年１１月８日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一　様
北名古屋市監査委員　桂　川　将　典　様

北名古屋市長　長　瀬　　保
（公　印　省　略）

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成３０年１０月１９日付け３０北監第５３号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜学校教育課：小中学校＞

１　【指摘事項】

⑴　通信機器用プリペイドカードの管理について

登録残高が残ったまま、使用の期限切れとなる携帯電話があったため、有効に活用すること。

⑵　医薬品の管理について

一部の学校において台帳の記載に不備があった。又、廃棄処分すべき薬品が保管されていた。

２　【措置状況】

⑴　指摘事項については、有効に活用するよう指導しました。

⑵　指摘事項については、是正しました。

３　【監査委員意見】

タクシーチケットについて、中学校は使用していない状況であったため、使用しない学校は返還し、管理事務の軽減を図るよう検討されたい。

４　【措置状況】

タクシーチケットは、平成２８年１０月から使用開始して２年経過しましたので、３年経過を目途に使用状況を確認し、検討します。